

予 算 常 任 委 員 会 議 事 録

(令 和 7 年 6 月 1 7 日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和7年6月17日（火） 午後 1時00分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員

委 員 長	辻本 博之	副委員長	中村 直幸
委 員	斧田 秀明		岡野 秀子
	西田いく子		松井 謙昌
	村井 浩二		早瀬 和信
	濱地 知英		
議 長	森田 忠彦		
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員

町 長	田中 祐二	地域活性化推進 担 当 部 長	堀内 孝茂
副 町 長	村岡 篤	教 育 次 長	東條 信也
教 育 長	中道 雅夫	秘書政策課長	小南 考弘
政策総務部長	小角 孝彦	企画担当課長	田中 信幸
まちづくり推進部長	鳥取 勝憲	総務財政課長	岡本 啓子
健康福祉部長	木村 厚江	税 務 課 長	上野 賀子
- 6 議会事務局

事 務 局 長	正野 正	書 記	山本 夕芽
---------	------	-----	-------
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件

（1）議案第25号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）

午後 1時00分 開 会

○辻本委員長 皆さん、本会議に引き続き、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 予算常任委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、一般質問の後、お疲れのところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に追加で付託された案件でございますが、議案第25号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）の1件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○辻本委員長 本日は全員出席しておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第25号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○小角政策総務部長 それでは、議案第25号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、第1号の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千136万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億5千614万4千円とするものでございます。

それでは、補正内容についてご説明申し上げます。

補正予算書の8頁、9頁をお願いします。

歳出についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、10目企画費、補正額6千136万4千円の増額。事

業別区分 9 の定額減税補足給付金給付事業 6 千 1 3 6 万 4 千円は、国施策の定額減税において、令和 6 年分の所得税及び定額減税の実績額等の確定に伴い、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方等への不足額給付金及び支給に要する経費等で、1 節報酬で会計年度任用職員報酬 2 0 1 万 5 千円、3 節職員手当等で期末勤勉手当 7 6 万 7 千円、4 節共済費で職員共済組合・社会保険料で 4 9 万 2 千円、8 節旅費で通勤費用弁償 8 万 6 千円と 1 0 節需用費の消耗品費で 1 0 万円、1 1 節役務費で郵便料・口座振込手数料で 8 5 万 2 千円、1 2 節委託料で電算機器・プログラム変更委託料 2 0 4 万 4 千円、1 8 節負担金補助及び交付金で、定額減税不足額給付金 5 千 5 0 0 万 8 千円を計上してございます。

財源としましては、国庫支出金 5 千 9 4 9 万円と一般財源 1 8 7 万 4 千円でございます。

続きまして、歳入でございます。

6 頁、7 頁をお願いいたします。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金、補正額 5 千 9 4 9 万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

1 9 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 1 8 7 万 4 千円は、財源調整として予算措置してございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本委員長 ただいま歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 改めて調べ直しまして、定額減税って、元々 2 0 2 4 年 6 月から実施される特別控除制度だったと思うんですが、今回、定額減税不足分ということなんですが、不足分で支払われる対象者とか、人数とか、分かっていたら教えてください。

○上野税務課長 不足額給付の対象の見込み人数でございますが、約 1 千 5 0 0 人を見込んでおります。

以上でございます。

○西田委員 これは新たなのか、不足分というているから、言うたら 3 万円もらわなあかんけど、ちょっと計算が間違っていたのか、そのときに間に合わなかったのか、1 万

円払っていないから払うのか、こういった方が対象者とか、決まった対象者がいてるわけではないのですか。

○上野税務課長 対象者の条件なんですけれども、大体令和5年所得に比べて、令和6年所得が減少した方であったりですとか、子どもの出生などで扶養親族が令和6年中に増加した方であったりとか、あとは、専従者であったりとかという方となる1千500人を見込んでおるところでございます。

○西田委員 それは、私、もらってないよって言って申請せなあかんのか、もう役場から全部当たってくれるのか、どうなってるんですか。

○上野税務課長 こちらのほうから対象者を抽出して、お知らせの通知を送らせていただく予定をしております。

○西田委員 ありがとうございます。会計年度任用職員報酬が、案外201万5千円ってあるんですけど、これは期間が長いのか、人が多いのか、ちょっと内訳が分かれば教えていただけますか。

○上野税務課長 昨年の調整給付のときであれば、1名の雇用という形でさせていただいてたんですけども、今回、業者委託というのをしないで、会計年度任用職員で回ろうと思っているところで、3名の雇用を予定しております。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 ちょっとこれ違う角度の質問になってくるかと思うんですけど、昨今の給付事業というのは、不足分のところ、対象者が抽出された、把握されているということだと思うんですけど、また違う部署のことにもなるかと思うんですけど、昨今の行政の給付とかいうタイミングで、例えば、犯罪の振り込めというのか、「こっち何々役所ですけど」とか「何たら警察関係者ですけど」とかいうところの詐欺が最近多い。

ちょっと今回も、事業は全く別かも分からないんですけども、例えば、案内出す方に、例えば、太子町役場がどうやこうやとかということは、全くそんなございませんみたいなね。警察で言うたら「何々警察署ですけど、今すぐ振り込んでください」なんかそんな電話はしませんよみたいな、ちょっとそういうようなところの、給付を受けられる方にちょっとそういう注意のところのチラシ1枚同封させてもらうなり、ちょっとそういうのが多いから気をつけてくださいねみたいなことを注意喚起しておくなりとかいうふうな工夫がちょっと、このタイミングで言うたら、こんなんでもあってもいいのではないのかなあと思うんですけど、その辺はちょっとまた部署がいろいろ連携とかある

でしょうから、難しいかも分からないんですけど、ちょっとそういうところの、もしお考えあれば、教えていただけませんか。

○上野税務課長 国からも、例示としてチラシとかの雛形を送られてきているんですけども、そういった中でも、振り込め詐欺とかに気をつけてくださいよというような文言も入っていたりするところがございますので、またそういったところも参考にしながら、チラシとかもつくるときに気をつけていきたいなというふうに考えております。

○村井委員 あともう一つ、さっきの会計年度さん、ホームページを見たら2名ってなってるんだけど、3名なのだろうなと思っていて、例えば、8月1日から10月31日の3か月間といったところの方が雇用されるんだと思うけど、私もぱっと思ったときに、更新はありませんと言ったところで、中々応募にちょっとリスクが、そのときはいいけど、その後もう期間採用といったところで。

例えば、税務ではそうかも分からないけど、ほかの事業でも部署でも、引き続きといったところで、やっぱり太子町役場として組織で安定的に雇用していただくことによって、住民さんなのか、町外の方なのか分かりませんが、手を挙げていただける可能性があるのではないかなあと思うようなところがあるんですけど、ちょっとその辺、更新はありません、更新がないとしたときの、判断されたときの理由なり、これからそういうところのお考えがあるのであれば、教えていただけませんか。

○小南秘書政策課長 今回の募集に関しまして、こういう短期のといいますか、期間限定の事業に係る募集に係りましては、その事業に係る会計年度の契約更新はありませんという形で、更新なしという形の募集をさせていただくケースもございます。

ただ、通年的に各役場内の課に事務補助として入っていただいているような会計年度さんの募集時であったりとか、そういう形、実際に契約も更新をしていただいて来ていただくという形で募集も、すみません、更新は最大2回までというような形の案内を添えて募集をさせていただいたりという形での募集もさせていただいております。

○村井委員 ホームページのところにも「更新はありません」ということなんですけど、この部署の税務としての引き続きの更新というところの意味合いだと思うんですけど、町内でもお仕事を探されている方、特に子育てされている女性の方の「生活苦しいから何かお仕事をしたいねん」という、私らも相談を受けるんですけど、中々そのところへ安定的とか、時間であったり、日数とかがやっぱり中々ハードルでうまいこと合わないこともあるんです。

ただ、やっぱりそういうところで、更新をまた、一旦そこで契約が切れますけど、またその次の、その力でちょっとお力を貸してもらえませんかみたいなところでうまいこといけたらいいかと思いますので、その辺も役場組織全体を見渡して、しっかりとそういうようなバランスを取ってもらって、マネジメントしてもらいますようお願い申し上げます。

以上です。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第25号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。これにて委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

午後 1時14分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 辻 本 博 之